⑨ 不動産取得税の課税免除などについて

問　水戸県税事務所 課税第二課　℡ 029-221-4820

県では、企業立地等の促進を図るため、県内で事業用施設や事務所を新設・増設した企業が利用できる「県税の特別措置」を設けています。

県税の特別措置の一例

課税免除　対象事業(製造業、情報通信業、運輸業など)の用に供する事務所または事業所を、県内に新設または増設し、県内の従業者数が5人以上増加した法人

不均一課税　・県内に本社機能を移転または拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた法人・個人
・原子力発電施設等立地地域で対象事業(製造業・倉庫業など)の用に供する設備を新増設した一定の要件を満たす法人・個人

※県税の特別措置を利用するには各種要件があり、期限(不動産を取得した日から60日以内)までに手続きが必要です。詳しくは県税事務所までお問い合わせください。

⑩ 12月10日から16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

問　笠間警察署　℡ 0296-73-0110

警察では、拉致に関与したとして北朝鮮工作員等について逮捕状の発付を得て国際手配を行うとともに、拉致容疑事案及び北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の真相解明に努めています。

どんな小さなことでも結構ですので、情報をお寄せください。

⑪ 旧陸海軍の史料はありませんか

問　茨城郷土部隊史料保存会 大高(おおたか)　℡・FAX　029-254-3520

茨城郷土部隊史料保存会では、戦争に関する貴重な史料の散逸を防ぐとともに、収集･保存や展示を行うことによって後世に継承し、戦争の惨禍と平和の尊さを考える場を提供しています。

旧陸海軍に関する遺品や写真などの史料をお持ちの方はご連絡ください。

⑫ もの忘れ相談会

問・申　地域包括支援センター(笠間市中央3-2-1)　℡ 0296-78-5871

最近もの忘れがひどくなってきて生活に不安を感じるなど、認知症に関する心配ごとや困りごとに関する無料の個別相談会を開催します。

本人はもちろん、ご家族からの相談にも応じますので、気軽にお申し込みください。

日時　12月17日（木）午後2時30分～4時

場所　地域包括支援センター

内容　認知症疾患医療センター 石崎病院 精神保健福祉士 田山(たやま) 香代子(かよこ)さんによる個別相談

定員　3名(先着順)

申込方法　右の二次元コードからまたは窓口で直接、電話でお申し込みください。

申し込みはこちら

申込期限　12月10日（木）

小さな命大切に。犬・猫の不妊、去勢手術をしましょう。 5ページ